

市有施設防犯カメラ整備方針

鳥 取 市

(令和3年2月策定)

1 目的

鳥取市は、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行するとともに、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」と、この基本計画を実施するための「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」を定め、安全で安心なまちづくりを推進しています。

犯罪の防止には、地域住民、警察、行政等が連携・協働して行う日常的なパトロールや声かけ等のコミュニティ活動、犯罪防止に配慮した都市環境づくりが重要です。

近年、他県では子どもがまき込まれる痛ましい事件や、本市においても鳥取駅周辺エリアのい集（※）行為があり、特定場所における犯罪のリスクが高まっています。

このような事例に対応するには、現在の取り組みではおのずと限界があることから、これを補完する手段として防犯カメラを設置することは、犯罪が発生しにくい環境を作るうえで有効といえます。

一方、防犯カメラの誤った運用により、記録された画像が流出したり、他の目的に利用されたりすることがないように、その取り扱いには十分留意する必要があります。

防犯カメラの設置による犯罪防止の効果と市民のプライバシーの保護との調和を図りつつ、市有施設等を対象とした防犯カメラの整備を推進することを目的とし、以下のとおり整備方針を定めます。

（※）「い集」とは：一時的に人がたくさん集まる状況

2 防犯カメラの整備推進

この整備方針の対象となる防犯カメラは、次の要件を満たすカメラとし、計画的に整備を進めていくものとします。

（1）設置対象

「犯罪の防止」を目的とするカメラ

※ 施設利用状況の把握や防災等を主目的とするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となる。

（2）設置場所

市が管理する下記の施設や公園等とする。

- ① 市庁舎（本庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、各総合支所）
- ② 小・中学校、義務教育学校
- ③ 保育園、幼稚園等
- ④ 犯罪が多発している公園等

（3）装置

画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

※ 画像を記録媒体に保存する機能を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用の恐れがないことから、この整備方針の対象にはならないが、不特定多数の者を撮影している場合は、プライバシーの保護に配慮してこの整備方針に準じた運用を行うよう努めるものとする。

3 管理体制

(1) 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用しようとする際は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定するものとする。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。この場合、取扱者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定し、管理責任者及び指定された取扱者以外の機器の操作を禁止する。

4 防犯カメラの設置及び運用

(1) 設置及び運用の制限

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行わないものとする。

(2) 設置及び運用の明示

設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を明示するものとする。ただし、施設内等で防犯カメラ設置者等が明らかな場合は、防犯カメラ設置者等の名称等を省略することができるものとする。

5 画像の取り扱い

(1) 秘密保持

管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。その職でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用及び閲覧等の制限

管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

ウ その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合、行方不明者の安否確認や災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※ 画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある、その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等の理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

(3) 画像の適正管理

管理責任者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとする。

ア 画像の不必要な複写や加工を行わないこと。

イ モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。

ウ 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じること。

エ 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。

※ プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、原則として「1カ月以内」とする。

オ 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録された記録媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。

カ パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置を十分に講じること。

キ 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部へ情報が漏えいすることのないよう防止措置を講じること。

(4) 苦情の処理

管理責任者等は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 防犯カメラ管理・運用規程の作成

管理責任者等は、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるように、この整備方針に基づいて防犯カメラ管理・運用規程（以下「規程」という。）を策定するものとする。なお、規程に記載する必要がある事項は、次のとおりである。

ア 趣旨・設置目的

イ 設置場所等

ウ 管理責任者等

エ 画像等の管理（保管場所、立入制限、保存期間、画像の消去）

オ 画像の利用及び提供の制限（目的外利用、第三者に提供を行う場合の基準）

カ 保守点検

キ 秘密の保持

ク 問い合わせ・苦情等の処理

ケ 個人情報保護等の遵守

コ その他防犯カメラの設置及び画像の取り扱いを適正に行うために必要な事項

(6) 取扱いの周知徹底

管理責任者等は、画像の適正な取り扱いについて、周知を図るものとする。

〇〇施設防犯カメラ管理・運用規程(参考例)

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇施設に設置する防犯カメラに関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な管理・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは〇〇施設における犯罪防止及び事故防止のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。

(別紙配置図参照)

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名及び連絡先を記載するものとする。

※施設内等で防犯カメラの設置者が明らかな場合は、設置者の名称を省略することができる。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は〇〇〇〇とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

※ 管理責任者自らが防犯カメラの取扱いができない場合

(4) 操作取扱者は、「管理責任者が指定した者」とし、管理責任者の指導・監督を受ける者とする。

※ 若しくは具体的に氏名等を記載

(5) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）の責務は、次のとおりとする。

ア 画像を適正に保存し、管理すること。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用をしないこと。

ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。

エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。また、録画媒体は原則として外部への持ち出しは禁止する。

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者・操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(3) 保存期間

保存期間は〇週間とし、当該保存期間を経過した後は次項に定める方法により消去する。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関等から犯罪捜査等を目的とする要請を受けた場合はこの限りではない。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め、複数人で、完全に消去されたことを確認したうえ廃棄する。

6 画像の利用及び提供の制限

防犯カメラの管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

(3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

※ 画像を閲覧等する場合は、閲覧等の必要性を十分に検討する必要がある。その際、閲覧等の相手方から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行うこととする。また、画像を閲覧等したときは、閲覧等日時、閲覧等の相手方、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録しておくこととする。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、定期的に点検を行うものとする。

8 秘密の保持

(1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職を解かれた後においても同様とする。

(2) 管理責任者等は、6により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

9 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者等は、防犯カメラに関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実か

つ迅速に対応するものとする。

10 個人情報保護法等の遵守

画像は、個人情報の保護に関する法律、鳥取市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に取り扱うものとする。

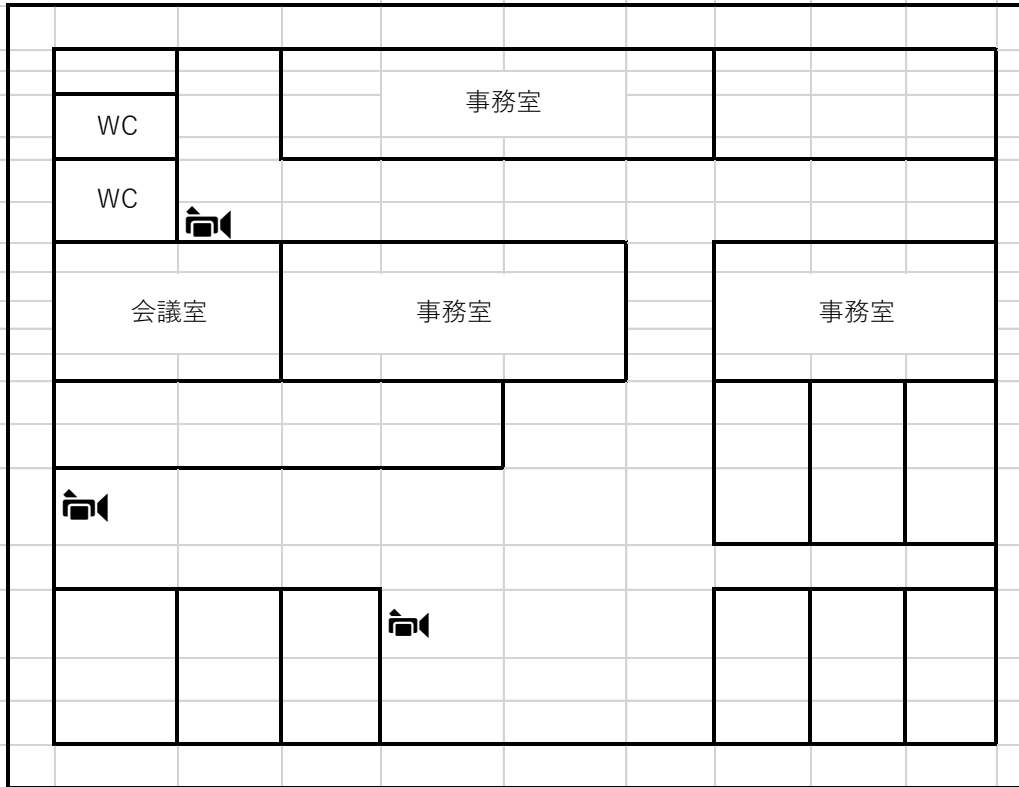
11 その他必要な事項

この管理・運用規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は令和〇年〇月〇日から適用する。

別紙配置図



別記様式（参考例）

画像閲覧等記録書	
閲覧等日時	
年 月 日 () 時 分	
画 像 閲 覧 等	閲覧等の相手方
	(所属)
	職・氏名
	連絡先
閲覧等理由	
画像内容	
撮影範囲	
録画期間	
年 月 日 () 時 分 秒から 年 月 日 () 時 分 秒	
閲 覧 等 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧のみ
	<input type="checkbox"/> 画像データの提供
	(提供方法) <input type="checkbox"/> 記録媒体 (媒体:)
	<input type="checkbox"/> ネットワーク利用
<input type="checkbox"/> その他	
そ の 他	
閲覧等取扱者氏名	